

# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

## 地域包括ケアシステムの姿



## 北海道介護給付適正化事業の推進について

### 1 基本的な考え方

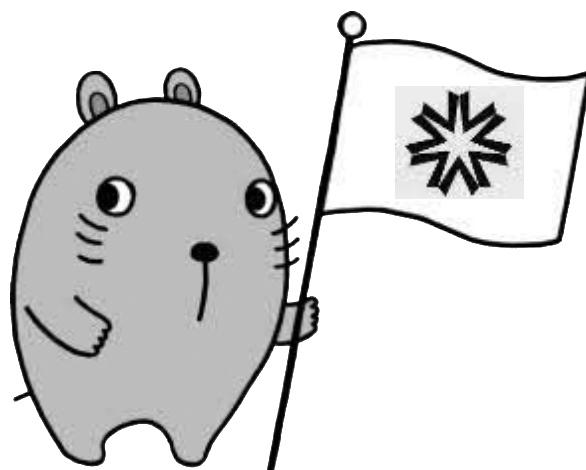
介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業（以下、「適正化事業」という。）は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において、自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要である。

このため、道では、令和6年度から令和8年度までを計画期間として、介護給付適正化事業に係る施策等を定め、第6期北海道介護給付適正化計画として位置づけ、適正化事業を推進していく。

### 2 取組の方向性

道は、適正化事業の実施主体である保険者、国保連介護給付適正化システム（以下、「適正化システム」という。）を運用して、適正化事業の取組を支える北海道国民健康保険団体連合会（以下、「道国保連」という。）と連携を図りながら、保険者の現状と課題の状況把握に努めるとともに、各種支援策を講じる。



## <参考2> 介護給付適正化計画

### 3 第5期北海道介護給付適正化計画の検証

#### (1) 現状と課題①（全体）

道では、令和3年度から令和5年度までを実施期間とした「第5期介護給付適正化計画」において、適正化事業別に保険者の実施割合（実施率）の目標を設定して事業を推進してきた。

計画最終年度の令和5年度において、全ての保険者で適正化主要5事業のいずれかは実施しているものの、道で優先実施とした「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」について目標達成されていないため、継続支援する必要がある。

#### ○第5期計画期間における道内実施状況

事業内容		年度実績（実施率）			R5 目標値		
		R3	R4	R5			
適正化事業の実施		100%	100%	100%	100%		
主要5事業	優先実施	ケアプランの点検	78.8%	81.4%	84.6%	100%	
		医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合	94.2%	99.4%	99.4%	100%
			医療情報との突合	92.3%	98.7%	99.4%	100%
			縦覧点検	91.7%	97.4%	98.7%	100%
	選択実施	要介護認定の適正化	86.5%	88.5%	91.0%	97%	
		住宅改修等の点検	住宅改修等の点検	88.5%	87.8%	87.8%	97%
			住宅改修の点検	84.0%	81.4%	84.6%	97%
			福祉用具購入・貸与調査	60.9%	64.1%	71.2%	83%
		介護給付費通知	60.9%	62.2%	60.9%	60%	
	任意	給付実績の活用	—	43.6%	—	39%	

[資料]厚生労働省「介護給付適正化実施状況調査（令和3年度）」

道独自調査「介護給付適正化実施状況調査（令和4年度・令和5年度）」（実施見込を含む）

※ 「給付実績の活用」は、数年に1度の調査項目となっている。

#### (2) 現状と課題②（個別事業）

##### ア ケアプランの点検

ケアプランの点検は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図るものである。

## <参考2> 介護給付適正化計画

道内における実施状況は、令和3年度・123 保険者（78.8%）から、令和5年度・132 保険者（84.6%）で、9 保険者（5.8%）増加した。

<b>○効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ケアプラン作成プロセスの再確認や、新たな視点での考え方を得ることができ、ケアマネジメントの質の向上が図られ、給付適正化につながった</li><li>・自立支援、重度化防止に向けた支援の検討を行うことにより、介護給付費の適正化につながる</li><li>・困難事例の相談等で専門職の助言が必要な場合、自立支援型地域ケア会議を活用して具体的な助言をいただく機会としている</li><li>・委託先の職能団体では、看護師やセラピストなど多職種からのアドバイスが「気づき」を促し、参考となる</li><li>・過剰なサービスの抑制や不正防止の効果が期待できる</li></ul>
<b>▲課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ケアプラン点検に要する時間が多く、点検件数に限界がある</li><li>・専門職でない場合や、経験が浅いとチェックすべき視点を十分に判断できない</li></ul>

### イ 医療情報との突合・縦覧点検

#### (ア) 医療情報との突合

医療情報との突合は、医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図るものである。

道内における実施状況は、令和3年度・144 保険者（92.3%）から、令和5年度・155 保険者（99.4%）で、11 保険者（7.1%）増加した。

<b>○効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・重複請求等が排除され、給付費抑制が図られた</li><li>・サービス事業者等からの適正な請求の促進が図られている</li><li>・医療担当部署との情報共有を図っており、医療機関と介護保険者への確認・過誤調整や再審査につながる事例もある</li><li>・膨大なデータを各保険者で確認・対応することは実務上不可能だが、道国保連への委託実施で、効果的かつ確実な実施が可能となっている</li></ul>
<b>▲課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・帳票がわかりにくく、十分活用できていない</li></ul>

#### (イ) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図るものである。

道内における実施状況は、令和3年度・143 保険者（91.7%）から、令和5年度・154 保険者（98.7%）で、11 保険者（7.0%）増加した。

## <参考 2> 介護給付適正化計画

<b>○効果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数月の明細書の内容や提供サービス間・事業所間の給付の整合性を確認することで、給付の適正化につながる</li> <li>・適正な給付が行われているか把握できるとともに、どういった介護サービスを利用しているかについて、ある程度のニーズ把握がしやすくなった</li> <li>・不正防止への抑制効果が期待できる</li> <li>・特に軽度者の用具貸与で申請書類が出ているかどうか等、事業所が適切に業務を実施することができているか、確認する助けとなっている</li> </ul>
<b>▲課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票がわかりにくく、十分活用できていない</li> </ul>

### ウ 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るものである。

道内における実施状況は、令和3年度・135 保険者（86.5%）から、令和5年度・142 保険者（91.0%）で、7 保険者（4.5%）増加した。

<b>○効果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査票の点検作業が認定調査員の技術向上につながっている</li> <li>・職員が事後点検をすることにより、特記事項の訂正及び調査員の技能向上が図られ、審査会の円滑な進行に寄与している</li> <li>・直営、委託とも全ての調査票の事後点検を実施している。点検を行うことにより、特定の調査員による偏り等修正することができた</li> <li>・更新の認定調査を町職員とケアマネージャーが交互に行うことにより、偏った視点での調査がなくなった。また、認定者の情報共有につながり、適切なケアを行うことができた</li> </ul>
<b>▲課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査員毎に調査内容にばらつきがあるため、認定調査員の質の向上が課題</li> <li>・マンパワー不足という課題があり、事後点検まで至っておらず、調査委託も活用しなければならない状況。直営化による認定調査は重要であると考えているので、何とか維持に努めていきたい</li> </ul>

### エ 住宅改修等の点検

#### (ア) 住宅改修の点検

住宅改修の点検は、保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図るものである。

道内における実施状況は、令和3年度・131 保険者（84.0%）から、令和5年度・132 保険者（84.6%）で、1 保険者（0.6%）増加した。

## <参考 2> 介護給付適正化計画

<p><b>○効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行後の点検で、不適正と判断するケースを防ぐため（事前申請時からの大きな乖離等）、業者やケアマネに対し、変更がある場合は必ず事前に市に相談するよう指導している</li> <li>・ 15万円以上の住宅改修の場合は、必ず工事前後に現地訪問して、対象者の身体状況に合った改修内容になっているか点検している</li> <li>・ 施工業者への確認も行い、材質や設置場所、必要性等が適切であるか確認を行っている</li> <li>・ 本人にとって必要な改修となっているか、身体状況を確認しながら行っている</li> </ul>
<p><b>▲課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンパワー不足により、疑義が生じた案件のみ実施している</li> <li>・ 基本的な書類の点検は実施しているが、専門的な知識を有する職員等による点検は実施していない</li> </ul>

### (イ) 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具購入・貸与調査は、保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるものである。

道内における実施状況は、令和3年度・95保険者（60.9%）から、令和5年度・111保険者（71.2%）で、16保険者（10.3%）増加した。

<p><b>○効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉用具購入費支給申請書類について、身体状況や福祉用具の必要性について明確な記載がない場合、担当ケアマネに聞き取りし、書類の再提出又は追加提出を求めているため、給付の対象となるか判断に迷う場合は、事前に担当ケアマネから保険者に問い合わせがあり、不適切な給付を防ぐことができている</li> <li>・ 福祉用具の利用実態を知ることができる</li> <li>・ 軽度者に対する例外給付のみ実施しているが、不正給付の防止になる</li> <li>・ 本町には作業療法士などの専門職はいないが、年数回、町外から来てもらい、本人宅へ訪問の上、必要性や効果について確認している。本人により適した福祉用具貸与につながっている</li> </ul>
<p><b>▲課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象の抽出。国保連介護給付適正化システムについて、理解（引継ぎ）が不足しており、活用が困難</li> <li>・ 専門的知識のある職員を配置することで、よりサービスの質についての精査を上げられる</li> </ul>

### オ 介護給付費通知

介護給付費通知は、保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図る。

## <参考2> 介護給付適正化計画

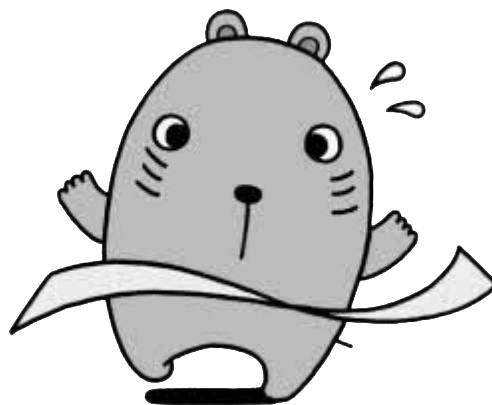
道内における実施状況は、令和3年度・95 保険者（60.9%）から、令和5年度・95 保険者（60.9%）で、増減なし。

<b>○効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者や事業所に対して、適切なサービス利用を促すことができている</li><li>・サービス利用者に対し、サービス内容の確認を促すことで、利用者自身のサービス内容を再確認でき、適正なサービス提供が図られると考える</li><li>・事業者が道国保連に請求した利用者負担額が記載され、自身のサービス利用を確認する機会となり、事業者に対しての牽制効果が見込まれる点</li><li>・受け取られた方が理解できるよう、通知の趣旨・目的を分かりやすく記載し、通知の問合せ減少につながっている</li></ul>
<b>▲課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・郵送料や作業量等は大きいですが、適正な利用に向けた給付への効果がわかりづらい</li><li>・通知を発送する際、リーフレット等に本事業の趣旨を説明しても、請求書と混同し、問い合わせが寄せられて大きな負担</li></ul>

### カ 給付実績の活用による確認等

給付実績の活用による確認等は、道国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や請求誤り等の多い事業者等を抽出の上、確認等を行うことにより、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者等の指導育成を図るものである。

道内における実施状況は、令和元年度・57 保険者（36.5%）から、令和4年度・68 保険者（43.6%）で、11 保険者（7.1%）増加した。



## <参考2>介護給付適正化計画

### 4 保険者による適正化事業の推進

#### (1) 第6期において取り組むべき事業

##### ア 給付適正化主要3事業

##### (ア) 要介護認定の適正化

□指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検等を実施する。

(ポイント)

□一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施する。

□認定調査の内容に係る点検については、オンライン等を活用することが可能である。活用にあたっては、対象者の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

##### (イ) ケアプラン等の点検

##### a ケアプランの点検

□「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指し、次のことを一体的に実施する。

①保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認

②明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達

③自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価

④介護支援専門員への講習会の開催等

□各保険者が地域の実情等を踏まえて実施していた質の向上を目的とした点検はこれまでどおり実施しつつ、小規模保険者等であっても効果的に点検を実施できるようにするため、適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用し、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り込んだ上で優先的に点検を実施する。

□ケアプランの点検については、オンライン等を活用することが可能である。活用にあたっては、対象者の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

##### 【ケアプランの点検において有効性が高いと見込まれる帳票】

・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表

・支給限度額一定割合超一覧表（推奨数値 70%）



## ＜参考2＞介護給付適正化計画

- ※ 上記の「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」の活用により、不合理であることが疑われる請求を特定できた場合には、当該請求に係る事業者への点検・調査等により、当該ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行うこととする。併せて、不適正な請求である場合には、その是正を図る。
- ※ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検等の実施に当たっては、「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」等を活用されることが望ましい。

### b 住宅改修の点検

- 住宅改修を行う場合、工事施工前の実態確認又は工事見積書の点検を実施するとともに、施工後に訪問又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況を点検する。
- 施工前の点検時、改修費が高額となる場合などは必要に応じて、理学療法士・作業療法士等専門職種の協力を得ながら、点検を推進する。
- 住宅改修の点検結果を把握するとともに、住宅改修の点検を実施したことによる効果を把握することが望ましい。

### c 福祉用具購入・貸与調査

- 保険者が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。
- 適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用し、調査対象を絞り込んだ上で、福祉用具貸与調査の実施を優先的に行うこととする。

#### 【福祉用具貸与調査において有効性が高いと見込まれる帳票】

- ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
- ※ 福祉用具購入・貸与調査の結果を把握することにより、福祉用具購入・貸与調査を実施したことによる効果の実態を把握することが望ましい。点検を委託する場合には、点検担当者の職種（介護支援専門員等の有資格者等）及び人数の実態を把握することが望ましい。

### (ウ) 医療情報との突合・縦覧点検

- 費用対効果が最も期待できる事業であることから、全ての保険者において着実に実施する。

## ＜参考 2＞介護給付適正化計画

□効果的・効率的な実施を図るため、適正化システムにより出力される帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票の点検を優先的に行うとともに、これらの帳票については実施件数に係る定量的な目標値を設定することにより、保険者による確認件数の拡大を図る。

□既に実施している保険者においては、道国保連への委託等により実施件数の拡大を図り、未実施の小規模保険者等においては、道国保連への委託等を積極的に推進する。

※ 医療情報との突合・縦覧点検については、保険者から道国保連に対して、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託することができる。

### 【医療情報との突合において有効性が高いと見込まれる帳票】

- ・突合区分 01
- ・突合区分 02

### 【縦覧点検において有効性が高いと見込まれる帳票】

- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- ・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表
- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

## イ 積極的な実施が望まれる取組

### (ア) 給付実績の活用による確認等

□国保連の適正化システムを活用し、被保険者や事業者毎の指標の偏りを基に、不適切な可能性のある事業者等を抽出し、必要に応じて過誤調整や事業者等への指導を実施する。

### 【給付実績の活用において活用頻度が高い帳票】

- ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
- ・支給限度額一定割合超一覧表
- ・適正化等による申立件数・効果額
- ・給付急増被保険者一覧表

### (イ) 介護給付費通知

□介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、次の項目に留意しながら、受給者本人（家族を含む）に通知し、サービスを改めて確認の上、適正なサービス利用と提供を普及啓発する。

## ＜参考 2＞介護給付適正化計画

- ①効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む工夫
- ②認定の更新・変更時など理解を求めやすい送付時期の工夫
- ③説明文書、Q&A等を同封し、内容を理解できるような工夫
- ④ケアプランやサービス内容の妥当性を評価できる工夫
- ⑤事業者・団体への周知など事業者の協力と理解を求めるための工夫

### ウ 事業の目標設定と見える化

□保険者は、効果的と思われる取組を優先して実施目標（具体的な事業の内容及び実施方法等）として設定する。特に、主要3事業の中でも効果が高いと見込まれる国保連の帳票を活用した取組については、道国保連と協力の上、実施件数に係る定量的な目標値を設定する。

□事業年度終了時点において、目標達成状況等の結果を見える化システム等を活用するなどして公表することにより、事業の見える化を行うとともに、更なる目標達成水準の向上を図る。

### エ 介護給付費財政調整交付金の算定について

介護給付費財政調整交付金の第9期計画期間（令和6年度から）の算定に当たっては、主要3事業の取組状況を勘案することとされたため、着実に実施する。

## (2) 事業の推進方策

### ア 指導監督との連携

苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施し、指導監査の対象又は適正化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内で情報共有を図る。

また、受給者からの苦情を含め、道や道国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報等の適切な把握、分析を行い、指導監督を実施する。

このほか、不当請求あるいは誤請求の多い事業者等に対し重点的な指導を実施する。

### イ 道国保連の積極的な活用

医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知は道国保連に委託可能であり、保険者の事務負担の軽減にもつながることから、積極的な連携を図る。

また、適正化システムを活用するための研修などに積極的に参加する。

## <参考2>介護給付適正化計画

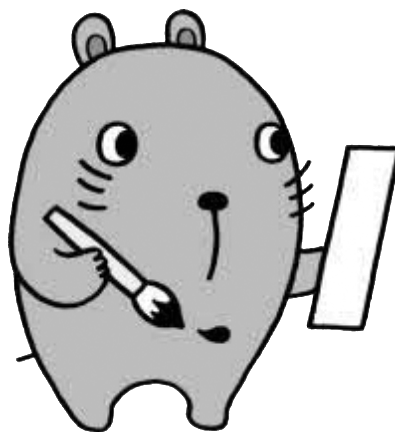
### ウ 適正化推進に役立つツールの活用

介護給付の状況について、他保険者等との比較可能な地域包括ケア「見える化」システムや、給付実績データ等から適正化を推進することが可能な国保連の適正化システム、地域で自立支援に向けた適正なケアプランの作成の推進が期待できる地域ケア会議など、適正化の推進に向けて、役立つツールを積極的に活用する。

### (3) 計画的取組の推進

各保険者は、保険者と全国の保険者の適正化事業の実施状況及び取組状況等を把握・分析した上で実施目標を設定し、検証を行い、検証結果に基づいて事業の見直しを行う。

また、介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを、事業者から適切に提供されるようにすることを狙いとしているものであり、受給者はもとより、家族や介護者等も含めて理解を深めるよう努めるとともに、事業者とも目的を共有し、協同して取り組む。



## ＜参考 2＞介護給付適正化計画

### 5 道による第 6 期適正化事業の推進

#### (1) 取組方針

道では、継続して介護給付適正化事業を推進するため、各種データや保険者の実態を確認して現状と課題を把握し、目標を設定して各種支援策を講じるとともに、達成状況を評価して、必要に応じて取組の見直しを図る。

#### (2) 取組目標

第 5 期北海道介護給付適正化計画の実施状況、国の指針内容を鑑み、次のとおり第 6 期北海道介護給付適正化計画の目標を設定する。

#### ○第 6 期計画期間における道内取組目標

事業内容		(参考)	年度目標（実施率）		
		R 5 見込	R 6	R 7	R 8
適正化事業の実施		100%	100%	100%	100%
主要 3 事業	①要介護認定の適正化	91.0%	100%	100%	100%
	②ケアプラン等の点検	—	100%	100%	100%
	ケアプランの点検	84.6%	85%	90%	95%
	住宅改修の点検	84.6%	85%	90%	95%
	福祉用具購入・貸与調査	71.2%	75%	80%	85%
	③医療情報との突合・縦覧点検	99.4%	100%	100%	100%
	医療情報との突合	99.4%	100%	100%	100%
縦覧点検	98.7%	100%	100%	100%	

※ （参考）R 5 見込は、道独自時調査によるもの（令和 5 年 9 月実施）。

※ 実施件数に係る定量的な目標設定について、道として一律の目標設定は行わないが、各保険者において、前年度よりも後退することのない目標を掲げるよう努めること。

※ 任意事業「給付実績の活用」「介護給付費通知」については、目標値の設定は行わない。

#### (3) 保険者への支援方針

##### ア 保険者の規模等状況に応じた適正化の支援

##### (ア) 道内の保険者の取組状況の把握・分析

適正化事業の取組が良好な保険者、取組が低調な保険者の状況について、地域特性、規模、実施体制などを含めて把握・分析する。

##### (イ) 分析結果を踏まえた保険者への支援・指導

取組が低調な保険者の状況を踏まえ、保険者自身の主体的取組を前提として、必要な支援等を実施する。

## ＜参考2＞介護給付適正化計画

ケアプラン点検等においては、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する等し、保険者の取組を支援する。

医療情報との突合・縦覧点検については、道国保連への委託未実施の保険者には、個別に働きかけて業務委託を促す。

### イ 道内ブロック会議・研修会等の実施方針

道と道国保連が協働して次のとおり実施する。

#### (ア) 介護保険市町村等担当者説明会（年1回）

適正化事業への理解を深めるため、関連する制度の紹介、最新の事業動向を紹介するほか、好事例の共有、適正化システムの実践的研修を取り入れ、担当者のスキルアップに資する説明を行う。

#### (イ) 介護給付適正化ブロック別研修会（年1回／道内4ヵ所）

道・県ブロック別研修会の内容を踏まえて、伝達研修を実施するとともに、道内保険者の適正化事業実施状況の分析結果を報告するほか、好事例紹介する。

### ウ 道国保連との連携強化の方針

道は、保険者が必要とする協力事項、道国保連が提供可能な協力事項について現状認識を共有した上で、道国保連と意見交換等を積極的に行う。

## (4) 道が行う適正化事業

### ア 指導監督体制の充実

不正請求・不適切なサービス提供を是正するため、適正化事業と指導監督で相互に情報共有し、道の指導監督体制の充実を図る。

### イ 事業者に対する指導・啓発

指導監査の一環として行われる事業者等への集団指導などの機会を活用して、事業者等に対して、制度内容等を説明するとともに、介護報酬を適切に請求するための指導を行い、介護給付の適正化に向けた指導・啓発を図る。

### ウ 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

保険者が任意事業として実施する介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情、事業者職員等からの通報情報及び道国保連が対応している苦情処理の内容を吟味することは、不正請求・不適切なサービス提供の発見につながる有効な一手法と考えられる。

これら情報の的確な把握・分析を保険者が行い、関係各所との情報交換の場を設けることで情報共有を図り、必要と認めた場合には、道は保険者と連携してこれらの情報に基づく指導・監査を実施する。

<参考3> 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会等の協議経過

年 月 日	内 容
令和5年(2023年) 7月	第2回北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 ・第9期計画 国基本指針、計画策定スケジュール
令和5年(2023年) 8月	第3回北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 ・第9期計画 道基本指針、基本的な考え方(案)
令和5年(2023年) 9月	第3回北海道議会定例会前日委員会 ・第9期計画 基本的な考え方
令和5年(2023年) 11月	第4回北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 ・第9期計画 計画素案(案)
	第4回北海道議会定例会前日委員会 ・第9期計画 計画素案
令和5年(2023年) 12月 ～	道民意見募集(パブリックコメント) [期 間: 令和5年12月5日 ～ 令和6年1月5日]
令和6年(2024年) 1月	地域説明会(道内6箇所) [場 所: 函館市、帯広市、札幌市、釧路市、旭川市、北見市]
令和6年(2024年) 2月	第5回北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 ・第9期計画 計画案(案)
	第5回北海道議会定例会前日委員会 ・第9期計画 計画案
令和6年(2024年) 3月	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の決定

<参考4> 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会の委員名簿

(敬称省略)

区 分	所 属 等	役 職	氏 名	
学識経験者	学校法人藤学園 藤女子大学人間生活学部	特任教授	大友 芳恵	
保健・医療関係団体	一般社団法人 北海道医師会	副会長	藤原 秀俊	
	一般社団法人 北海道歯科医師会	副会長	西 隆一	
	一般社団法人 北海道薬剤師会	副会長	山田 武志	
	公益社団法人 北海道看護協会	常務理事	山本 純子	
	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会	会長	星野 豊	
	一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会	会長	太田 誠	
	特定非営利活動法人 北海道病院協会	常務理事	徳田 禎久	
福祉関係団体	北海道老人福祉施設協議会	会長	瀬戸 雅嗣	
	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会	会長	大島 康雄	
	北海道ホームヘルプサービス協議会	副会長	岩田 志乃	
	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	研修部長	松岡 直記	
その他関係団体	1号被保険者	一般財団法人 北海道老人クラブ連合会	常務理事	坂井 信
		北海道認知症の人を支える家族の会	会長	中田 妙子
	2号被保険者	日本労働組合総連合会北海道連合会	総務課次長	小倉 佳南子
	保険者	北海道市長会	土別市長	渡辺 英次
北海道町村会		新篠津村長	石塚 隆	



## <参考5> 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会開催要領

### 北海道 高齢者保健福祉施策 検討協議会 開催要領

#### (目的)

第1 本道における高齢者の保健福祉及び介護保険事業を総合的に推進するに当たって、広く関係者から意見聴取等を行うため、北海道高齢者保健福祉施策検討協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

#### (議題)

第2 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険支援計画に関する必要な事項
- (2) 北海道地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する必要な事項
- (3) その他高齢者の保健福祉及び介護保険事業に関する必要な事項

#### (構成)

第3 協議会は、次の機関の学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体の代表者等（以下、「学識経験者等」という。）により構成する。

##### 【学識経験者】

- (1) 保健医療福祉関係講座を有する大学

##### 【保健・医療関係団体】

- (2) 一般社団法人 北海道医師会
- (3) 一般社団法人 北海道歯科医師会
- (4) 一般社団法人 北海道薬剤師会
- (5) 公益社団法人 北海道看護協会
- (6) 一般社団法人 北海道老人保健施設協議会
- (7) 一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会
- (8) 特定非営利活動法人 北海道病院協会

##### 【福祉関係団体】

- (9) 北海道老人福祉施設協議会
- (10) 一般社団法人 北海道介護支援専門員協会
- (11) 北海道ホームヘルプサービス協議会
- (12) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

##### 【その他関係団体】

###### [第1号被保険者]

- (13) 一般社団法人 北海道老人クラブ連合会
- (14) 北海道認知症の人を支える家族の会

###### [第2号被保険者]

- (15) 日本労働組合総連合会北海道連合会

###### [保険者]

- (16) 北海道市長会
- (17) 北海道町村会

#### (運営)

第4 協議会は、必要に応じて、保健福祉部長（以下、「部長」という。）が招集し、主催する。

2 懇談会に座長を置き、部長が指名する。

3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

4 部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (その他)

第5

- (1) 協議会の事務は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

第9期  
北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画  
(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

編集 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-231-4111 (内線 25-663)

FAX : 011-232-8308

E-mail: hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp

発行 令和6年3月

※ 本計画は、北海道のホームページにおいて常時閲覧できます。  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/>)